

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【公開番号】特開2011-32288(P2011-32288A)

【公開日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-007

【出願番号】特願2010-255729(P2010-255729)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/047 (2006.01)

A 6 1 P 27/16 (2006.01)

A 6 1 K 31/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/047

A 6 1 P 27/16

A 6 1 K 31/34

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月27日(2010.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成人1日あたり0.15～0.75g/kg体重のエリスリトール又はイソソルビトールを経口投与されるように用いられる(ただし、エリスリトール又はイソソルビトールに対し1～30質量%の多糖類を、併せて経口投与する場合を除く)ことを特徴とする、エリスリトール又はイソソルビトールを含有するメニエール病治療薬。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

すなわち、本発明は以下のとおりである。

(1) 成人1日あたり0.15～0.75g/kg体重のエリスリトール又はイソソルビトールを経口投与されるように用いられる(ただし、エリスリトール又はイソソルビトールに対し1～30質量%の多糖類を、併せて経口投与する場合を除く)ことを特徴とする、エリスリトール又はイソソルビトールを含有するメニエール病治療薬。